令和５年 第５回
播磨高原広域事務組合 教育委員会 定例会 会議録

招集年月日	令和５年７月 21 日（金）
招集場所	播磨高原広域事務組合　２階会議室
開会	令和５年７月 27 日（木）16 時 00 分
出席委員	教育長　横山一郎 教育委員　河野雅晴、七條祐正、喜多敦子、竹内久美子
欠席委員	
会議録署名委員	●●委員、●●委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局長　小谷英樹　教育総務課長　長谷川友和 主査　井上恵美子　学校指導員　寺村雅守

議事日程

１．開会宣言
２．前回会議録の承認
３．会議録署名委員の指名
４．教育長諸報告
（１）播磨高原東小学校の状況について　資料１
（２）播磨高原東中学校の状況について　資料２
５．議事
議案第６号　令和４年度播磨高原広域事務組合教育委員会に関する事務事業の点検及び評価について　資料３
議案第７号　令和６年度使用播磨高原広域事務組合立小学校教科用図書の採択について　資料４
議案第８号　令和６年度使用播磨高原広域事務組合立中学校教科用図書の採択について　資料５
６．自由討議
７．その他
８．閉会宣言

（16 時 00 分開会）

教育長　　ただ今から、令和５年第５回播磨高原広域事務組合教育委員会定例会を開会します。

前回５月 30 日に開会しました教育委員会会議録は、承認いただきました。

なお、本日の会議録署名委員については、●●委員と●●委員を指名します。よろしくお願いします。

次に、会議日程の調整を行います。会議の公開、非公開について、皆様にお諮りします。

日程第４教育長諸報告についてですが、（１）の播磨高原東小学校の状況について、（２）の播磨高原東中学校の状況については、個人情報等に関する内容が含まれております。また、日程第５議事のうち、議案第６号令和４年度播磨高原広域事務組合教育委員会に関する事務事業の点検及び評価については、議会上程前の案件でありますので、播磨高原広域事務組合教育委員会会議規則第 16 条第１項第７号の規定により、非公開とすることが適切であると思われます。賛成の方は挙手をお願いします。

＜　挙手多数　＞

教育長　　挙手多数のため、非公開と決定します。まず先に、公開案件を審議した後に非公開案件の審議をお願いします。

まずは、公開案件の審議を行います。

議案第７号令和６年度使用播磨高原広域事務組合立小学校教科用図書の採択について、議案第８号令和６年度使用播磨高原広域事務組合立中学校教科用図書の採択についてですが、採択地区協議会に出席した教育長が説明させていただきましょうか。

事務局　　はい、お願いします。

教育長　　それでは、資料の 11 ページをご覧ください。議案第７号令和６年度使用播磨高原広域事務組合立小学校教科用図書の採択について、それから資料 14 ページの議案第８号令和６年度使用播磨高原広域事務組合立中学校教科用図書の採択についてですが、別紙でお配りしていますが「義務教育諸学校における令和６年度使用教科用図書の採択に関する基本方針」という兵庫県教育委員会の資料があると思います。毎年、文部科学省の通知に基づいて、兵庫県教育委員会から採択についての方針が示されます。来年度使用する教科用図書については、２の「採択する教科用図書」の項目に（１）小学校及び義務教育学校前期課程は、すべての教科書について、令和４年度に採択したもの、つまり現在使用しているものと異なる教科書を採択することができる。その際、「小学校用教科書目録令和６年度使用）」に登載されているもののうちから採択すること、となっています。

また、（２）中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程については、令和４年度に採択したものと同一の教科書を採択すること、となっています。

また、（３）特別支援学校及び特別支援学級については、毎年度採択替え、異なる教科書を使用することができます。特別支援学級については８月中に採択することとなっているのですが、こちらの播磨高原広域事務組合教育委員会では、教育長に一任していただくという形で採択を進めていきます。

次の２ページをご覧いただきまして、３の「採択にあたっての体制」ですが、公立小・中学校・義務教育学校の採択については、アの単独採択地区、これは近隣では姫路市などが該当するのですが、単独の市町で採択する方式と、イの共同採択地区という、ここ播磨高原広域事務組合の教育委員会については、共同採択地区ということで西播磨採択地区協議会の一員となっております。共同採択地区では、それぞれの教科ごとに各市町から調査員を任命いたしまして、調査をしていただき、この教科はこの教科書が一番適当だろうというものを選んでいただきます。なお、④にありますが、当該採択地区内の市町組合教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択することと法令で定められています。

そのようなことで、まずは、15 ページの中学校教科用図書ですが、先ほどご説明しましたとおり、令和４年度に採択したものと同一の教科書を採択すると決まっておりますので、国語は光村図書、書写・光村図書、社会の地理的分野・帝国書院、社会の歴史的分野・帝国書院、社会の公民的分野・帝国書院、地図・帝国書院、数学・数研出版、理科・新興出版社啓林館、音楽の一般・教育芸術社、音楽の器楽・教育芸術社、美術・日本文教出版、保健体育・大日本図書、技術家庭の技術分野・東京書籍、技術家庭の家庭分野・東京書籍、英語・東京書籍、道徳・あかつき教育図書ということで提案させていただきます。

中学校教科用図書の採択については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

＜　異議なしの声　＞

教育長　　ご異議なしと認めます。よって、議案第８号は、原案のとおり承認いたします。

続いて、議案第７号に戻りますけれども、小学校教科用図書については 12 ページをご覧ください。

国語は光村図書、書写・光村図書、社会・日本文教出版、地図・帝国書院、算数・新興出版社啓林館、理科・新興出版社啓林館、生活・東京書籍、音楽・教育出版、図工・日本文教出版、家庭・開隆堂出版、保健・光文書院、外国語・東京書籍、道徳・日本文教出版ということです。先ほど申し上げました採択地区協議会での採択基本方針が 13 ページに示されておりますが、「１．地域社会の特質並びに西播磨地区の児童の実態に即したものを選ぶこと」、「２．学習指導要領の趣旨がよく具現化され、教材配列が系統的で基礎となる学力の充実に資しやすいものであるとともに、学習の状況に応じ、多様な活用ができるものを選ぶこと」、「３．児童の心身の発達段階に適応し、児童の生活及び興味関心に対する配慮がなされているものを選ぶこと」、「４．人権尊重の視点にたった適正なものを選ぶこと」という基本方針に基づいて、それぞれの教科ごとの教科書を選定したものでございます。

何かご意見やご質問はございますか。

それでは、小学校教科用図書の採択について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

＜　異議なしの声　＞

教育長　　ご異議なしと認めます。よって、議案第７号は、原案のとおり承認いたします。
それでは、続いて、非公開案件の審議に移ります。
日程第４教育長諸報告（１）の播磨高原東小学校について、事務局から報告願います。

＜　事務局説明　＞

＜　非公開案件の審議　＞

教育長　　続いて（２）の播磨高原東中学校の状況について、事務局から報告願います。

＜　事務局説明　＞

＜　非公開案件の審議　＞

教育長　　それでは続いて、日程第５議案第６号令和４年度播磨高原広域事務組合教育委員会に関する事務事業の点検及び評価について、審議します。事務局から説明願います。

＜　事務局説明　＞

＜　非公開案件の審議　＞

教育長　　それでは、続いて自由討議ですが、このまま７のその他に入りまして、総合教育会議について提案をお願いします。

事務局　　総合教育会議ですが、今年度も９月開催予定でございます。日程ですが、９月27 日（水）を予定しております。13 時 30 分集合、会場は播磨高原東中学校とさせていただきます。

教育長　　授業参観後、会議を開催するということですね。

事務局　　はい、そのように考えております。

教育長　　授業参観を含めて、大体２時間ぐらいの会議でしょうか。
他に何かございますか。
それでは、以上で第５回播磨高原広域事務組合教育委員会定例会を閉会とさせて

いただきます。ありがとうございました。

（17 時 03 分 閉会）